

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示案新旧対照条文

- ○ 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）（第一条関係）
  - ○ 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）（第二条関係）
- . . . . . 3 1

○船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防食）</p> <p>第三百三十五条 規則第六十三條第一項の告示で定める防食措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 鋼材には、良質の塗料を塗ること（塗料の塗装以外の防食措置の効力又は当該区画の積載物の性状による防食措置が、塗料の塗装と同等以上である場合を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 規則第六十三條第一項の告示で定める防食措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第二条第四項の船舶をいう。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>3 規則第六十三條第二項の告示で定める防食措置は、次のいずれかの措置とする。</p> <p>一 次に掲げる要件に適合する塗装を施すこと。</p> <p>イ 耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める塗料を使用すること。</p> <p>ロ 前項各号に掲げる措置をとること。</p> <p>二 耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める鋼材を使用すること。</p>	<p>（防しよく）</p> <p>第三百三十五条 規則第六十三條の告示で定める防しよく措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 鋼材には、良質の塗料を塗ること（塗料の塗装以外の防しよく措置の効力又は当該区画の積載物の性状による防しよく措置が、塗料の塗装と同等以上である場合を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 規則第六十三條の告示で定める防しよく措置のうち、国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号のものを除く。以下同じ。）及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶（限定近海船を除く。）の二重船側部（乾舷用船の長さ百五十メートル以上のバルクキャリア（船舶区画規程第一条の五の船舶をいう。）のものに限る。）及び海水バラスト専用タンクについて講ずべき措置は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>（新設）</p>

4 前二項に規定する防食措置を講じたときは、防食性能を長期間維持することを目的として、塗料又は鋼材の仕様その他の防食措置の詳細について記録し、いつでも閲覧できるよう、当該船舶に備え置かなければならない。また、保守及び修繕は、それらの記録に基づいて実施しなければならない。

3 前項に規定する防しよく措置を講じたときは、防しよく性能を長期間維持することを目的として、塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細について記録し、いつでも閲覧できるよう、当該船舶に備え置かなければならない。また、保守及び修繕は、それらの記録に基づいて実施しなければならない。

○ 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（タンカーの貨物タンク等の附属設備） 第四十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 固定式炭化水素ガス検知装置に係る規則第六十八条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）の複数の適当な場所（以下「採取場所」という。）において試料を採取し、ガス分析装置により当該試料中の炭化水素ガスの濃度を順次分析する機能を有するものであること。</p> <p>二 三十分を超えない間隔で採取場所の試料の採取及び分析を行うものであること。</p> <p>三 試料の採取管は、先端部に接続する部分を除き、独立したものであること。</p> <p>四 ガス分析装置は、貨物制御室その他の管海官庁が適当と認める場所に備え付けられたものであること。</p> <p>五 安全な場所で、採取した試料を大気中に排出するものであること。</p> <p>六 試料中の炭化水素ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント未満であつてあらかじめ設定した濃度に達したときに、自動的に装置を停止し、かつ、船橋、貨物制御室及びガス分析装置が備え付けられた場所において可視可聴の警報を発するものであること。</p> <p>4 温度を感知することが出来る装置に係る規則第六十八条第五項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>5 炭化水素ガス濃度連続監視装置に係る規則第六十八条第六項の告示</p>	<p>（タンカーの貨物タンク等の附属設備） 第四十七条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 温度を感知することが出来る装置に係る規則第六十八条第四項の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>4 炭化水素ガス濃度連続監視装置に係る規則第六十八条第五項の告示</p>

で定める要件は、次のとおりとする。

一〇二(略)

6| ビルジ液位監視装置に係る規則第六十八條第六項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一〇二(略)

で定める要件は、次のとおりとする。

一〇二(略)

5| ビルジ液位監視装置に係る規則第六十八條第五項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一〇二(略)